



茨城県報

第 7 5 9 号

平成 8 年 6 月 6 日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

●知事の資産等報告書等の閲覧に関する規程（総務課）	2
●徴収事務の委託（計画調整課）	3
●保険医及び保険薬剤師の登録（保険課）	3
●保険薬局の辞退（ “ ）	5
●保険医の登録のまっ消（ “ ）	5
●救急医療協力病院及び診療所の申出の撤回（医療整備課）	5
●救急医療協力病院及び診療所の指定（ “ ）	6
●救急告示病院及び診療所の認定（ “ ）	6
●第二種大規模小売店舗に関する公示（3件）（商業流通課）	6
●保安林の指定の予定（林業課）	7
●漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（2件）（漁政課）	8
●道路の区域の変更（3件）（道路維持課）	8
●道路の供用の開始（5件）（ “ ）	9
●換地処分の届出（土地改良事務所）	10

（大規模小売店舗審議会）

●第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示（3件）	11
------------------------------	----

公 告

●落札者等の公示（税務課）	12
●平成 8 年度茨城県保母試験の実施（児童福祉課）	12
●落札者等の公示（3件）（下水道事務所）	18

訓 令

●茨城県公有財産処理委員会規程の一部を改正する訓令（管財課）	19
●茨城県コンピュータ運用管理規程の一部を改正する訓令（情報政策課）	20
●茨城県土地利用合理化協議会規程の一部を改正する訓令（水・土地計画課）	20

正 誤

●平成 8 年 5 月 23 日付け茨城県報第 755 号中	20
--------------------------------	----

告 示

茨城県告示第730号

知事の資産等報告書等の閲覧に関する規程を次のように定める。

平成 8 年 6 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

知事の資産等報告書等の閲覧に関する規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成 7 年茨城県規則第 96 号。以下「規則」という。）第 11 条第 6 項に基づき、政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例（平成 7 年茨城県条例第 53 号。以下「条例」という。）及び規則に定めるもののほか、条例第 5 条第 1 項に規定する資産等報告書、資産等補充報告書、所得等報告書及び関連会社等報告書（以下これらを「報告書」という。）の閲覧（以下「報告書の閲覧」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（閲覧の請求手続）

第 2 条 条例第 5 条第 2 項の規定による報告書の閲覧の請求は、閲覧請求書（別記様式）を提出して行うものとする。

（閲覧の場所）

第 3 条 報告書の閲覧は、総務部総務課行政情報センター内の所定の場所において行うものとする。

（閲覧後の返納）

第 4 条 報告書の閲覧をする者は、閲覧を終えたときは、直ちに、当該報告書を係員に返納しなければならない。

付 則

この告示は、平成 8 年 6 月 10 日から施行する。

（別記様式）

閱 覧 請 求 書

年 月 日

茨城県知事 殿

住所

氏名

政治倫理の確立のための知事の資産等の公開に関する条例（平成 7 年茨城県条例第 53 号）の規定により、資産等報告書等の閲覧を請求します。

閲覧する報告書	1 (1) 資産等報告書 (2) 資産等補充報告書 2 所得等報告書 3 関連会社等報告書
備 考	

~~~~~

## 茨城県告示第731号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託した。

平成8年6月6日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 受 託 者

鹿島郡神栖町大野原4丁目7番1号

鹿島都市開発株式会社

## 2 委託にかかる使用料

茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例(平成5年茨城県条例第6号)第9条の使用料の徴収事務

## 3 委 託 期 間

平成8年4月1日から平成9年3月31日まで

## 茨城県告示第732号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条の5第1項の規定により、次の医師及び歯科医師を保険医に登録した。

平成8年6月6日

茨城県知事 橋 本 昌

## 記

| 氏 名     | 登録記号番号   | 登録年月日    |
|---------|----------|----------|
| 安 部 伊知朗 | 茨医 10589 | 8. 5. 24 |
| 石 田 博 保 | 茨医 10590 | 8. 5. 24 |
| 稲 垣 朋 子 | 茨医 10591 | 8. 5. 24 |
| 稲 村 健太郎 | 茨医 10592 | 8. 5. 24 |
| 今 水 流智浩 | 茨医 10593 | 8. 5. 24 |
| 今 村 史 人 | 茨医 10594 | 8. 5. 24 |
| 植 田 貴 徳 | 茨医 10595 | 8. 5. 24 |
| 植 野 孝 博 | 茨医 10596 | 8. 5. 24 |
| 上 野 秀一郎 | 茨医 10597 | 8. 5. 24 |
| 馬 本 直 樹 | 茨医 10598 | 8. 5. 24 |
| 浦 田 まどか | 茨医 10599 | 8. 5. 24 |
| 榎 本 真 美 | 茨医 10600 | 8. 5. 24 |
| 及 川 剛 宏 | 茨医 10601 | 8. 5. 24 |
| 樗 木 隆 聡 | 茨医 10602 | 8. 5. 24 |
| 岡 崎 直 子 | 茨医 10603 | 8. 5. 24 |
| 小笠原 理 雄 | 茨医 10604 | 8. 5. 24 |
| 甲 斐 平 康 | 茨医 10605 | 8. 5. 24 |
| 春 日 照 美 | 茨医 10606 | 8. 5. 24 |
| 川 崎 彰 子 | 茨医 10607 | 8. 5. 24 |

| 氏 名     | 登録記号番号   | 登録年月日    |
|---------|----------|----------|
| 菊 池 誠   | 茨医 10608 | 8. 5. 24 |
| 倉 田 昌 直 | 茨医 10609 | 8. 5. 24 |
| 小 西 泰 介 | 茨医 10610 | 8. 5. 24 |
| 小 林 千 恵 | 茨医 10611 | 8. 5. 24 |
| 小 峯 学   | 茨医 10612 | 8. 5. 24 |
| 塩 入 利 一 | 茨医 10613 | 8. 5. 24 |
| 篠 崎 英 司 | 茨医 10614 | 8. 5. 24 |
| 徐 福 揚   | 茨医 10615 | 8. 5. 24 |
| 鈴 木 久 史 | 茨医 10616 | 8. 5. 24 |
| 未 富 崇 弘 | 茨医 10617 | 8. 5. 24 |
| 鈴 木 聖 一 | 茨医 10618 | 8. 5. 24 |
| 諏 訪 智 英 | 茨医 10619 | 8. 5. 24 |
| 清 田 純   | 茨医 10620 | 8. 5. 24 |
| 関 根 茂 樹 | 茨医 10621 | 8. 5. 24 |
| 袖 山 紀 子 | 茨医 10622 | 8. 5. 24 |
| 田 内 雅 史 | 茨医 10623 | 8. 5. 24 |
| 竹 井 七保子 | 茨医 10624 | 8. 5. 24 |
| 玉 川 優 奈 | 茨医 10625 | 8. 5. 24 |
| 堂 後 京 子 | 茨医 10626 | 8. 5. 24 |
| 飛 田 忠 道 | 茨医 10627 | 8. 5. 24 |
| 中 田 弘 子 | 茨医 10628 | 8. 5. 24 |
| 萩 原 正 大 | 茨医 10629 | 8. 5. 24 |
| 原 田 祐 嗣 | 茨医 10630 | 8. 5. 24 |
| 平 山 剛   | 茨医 10631 | 8. 5. 24 |
| 古 庄 健太郎 | 茨医 10632 | 8. 5. 24 |
| 益 子 良 太 | 茨医 10633 | 8. 5. 24 |
| 松 島 愛 理 | 茨医 10634 | 8. 5. 24 |
| 松 田 和 郎 | 茨医 10635 | 8. 5. 24 |
| 的 場 公 男 | 茨医 10636 | 8. 5. 24 |
| 丸 山 秀 和 | 茨医 10637 | 8. 5. 24 |
| 水 挽 貴 至 | 茨医 10638 | 8. 5. 24 |
| 水 町 慈 子 | 茨医 10639 | 8. 5. 24 |
| 宮 内 幸 男 | 茨医 10640 | 8. 5. 24 |
| 宮 崎 香 織 | 茨医 10641 | 8. 5. 24 |
| 宮 崎 賢 治 | 茨医 10642 | 8. 5. 24 |
| 森 朋 有   | 茨医 10643 | 8. 5. 24 |
| 野 内 隆 治 | 茨医 10644 | 8. 5. 24 |
| 山 口 雅 之 | 茨医 10645 | 8. 5. 24 |

| 氏 名              | 登録記号番号   | 登録年月日    |
|------------------|----------|----------|
| 山 崎 友 郷          | 茨医 10646 | 8. 5. 24 |
| 吉 井 雄 一          | 茨医 10647 | 8. 5. 24 |
| 若 山 真理子          | 茨医 10648 | 8. 5. 24 |
| 渡 辺 基 信          | 茨医 10649 | 8. 5. 24 |
| 渡 邊 保 彦          | 茨医 10650 | 8. 5. 24 |
| (安 田 宗 義)<br>安 成 | 茨医 10651 | 8. 5. 24 |
| 福 井 大 輔          | 茨歯 3026  | 8. 5. 24 |
| 宮 嶋 洋二郎          | 茨歯 3027  | 8. 5. 24 |

茨城県告示第733号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の11第1項の規定により、次の保険薬局が辞退した。

平成 8 年 6 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

| 薬局指定番号    | 保険薬局名         | 辞退年月日           |
|-----------|---------------|-----------------|
| 17.4040.0 | 麻 生 保 命 堂     | 平成 8 年 4 月 1 日  |
| 01.4025.5 | 白 十 字 薬 局     | 平成 8 年 4 月 26 日 |
| 06.4016.3 | (有) あ ら い 薬 局 | 平成 8 年 5 月 1 日  |
| 02.4035.2 | 矢 板 薬 局       | 平成 8 年 5 月 8 日  |

茨城県告示第734号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の11第2項の規定により、次の保険医の登録をまっ消した。

平成 8 年 6 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

| 保険医氏名   | 登録記号番号  | まっ消年月日          |
|---------|---------|-----------------|
| 天 貝 武 雄 | 茨医 1524 | 平成 8 年 4 月 30 日 |

茨城県告示第735号

次の救急医療協力病院及び診療所については、その開設者から茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第4条の規定による申出の撤回があったので、同規則第4条第2項の規定により告示する。

平成 8 年 6 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

| 名 称           | 所 在 地              |
|---------------|--------------------|
| 芹 澤 内 科 医 院   | 石岡市国府 6 - 4 - 2    |
| 松永整形外科・耳鼻科    | 土浦市中高津 3 - 11 - 15 |
| 後 藤 外 科 胃 腸 科 | 土浦市並木 1 - 2 - 43   |

| 名 称         | 所 在 地         |
|-------------|---------------|
| 医療法人盡誠会宮本病院 | 稲敷郡東村大字幸田1247 |
| 牛 尾 外 科     | 竜ヶ崎市馴柴町1区15-1 |
| 根 崎 医 院     | 石岡市国府4-4-19   |
| 天 谷 病 院     | 日立市若葉町3-7-13  |

~~~~~

茨城県告示第736号

次の診療所については、その開設者から茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第2条の規定による申出があったので、同規則第3条の規定により救急医療協力診療所に指定する。

平成8年6月6日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
医 療 法 人 芹 澤 医 院	石岡市国府6-4-2
医療法人社団松永医院	土浦市中高津3-11-15
後 藤 外 科 胃 腸 科	土浦市並木1-2-43
天 谷 医 院	日立市若葉町3-7-13

~~~~~

茨城県告示第737号

次の病院及び診療所は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院及び救急診療所である。

なお、当該救急病院及び救急診療所に係る同項の認定が効力を有する期限は、平成11年6月5日である。

平成8年6月6日

茨城県知事 橋 本 昌

| 名 称         | 所 在 地         |
|-------------|---------------|
| 医療法人盡誠会宮本病院 | 稲敷郡東村大字幸田1247 |
| 牛 尾 外 科     | 竜ヶ崎市馴柴町1区15-1 |

~~~~~

茨城県告示第738号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号）第3条第2項の規定により、公示する。

平成8年6月6日

茨城県知事 橋 本 昌

- 届出者の氏名又は名称 株式会社 ハイマート
- 建物の名称及び所在地 ハイマート 関本店
茨城県真壁郡関城町関本中

1064-1, 1064-3, 1074-1, 1074-2, 1073-1, 1073-3,
関本分中 171-1, 171-2, 172

茨城県告示第739号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号)第3条第2項の規定により、公示する。

平成8年6月6日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の氏名又は名称 石丸電気株式会社
 - 2 建物の名称及び所在地 石丸電気ビックワン
茨城県水戸市見和3丁目663-1, 1531-1
- ~~~~~

茨城県告示第740号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号)第3条第2項の規定により、公示する。

平成8年6月6日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の氏名又は名称 関彰商事株式会社
 - 2 建物の名称及び所在地 ビットワールドひたちなか
茨城県ひたちなか市田彦 999-1, 999-53, 999-54, 999-55, 999-56
- ~~~~~

茨城県告示第741号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成8年6月6日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 保安林の所在場所
久慈郡大子町大沢字井戸沢2254の1, 2261の1, 2262の1, 2274, 2279, 2282, 2287, 字柿ノ木久保2270, 字井戸沢入2271, 大字大沢字井戸沢2262の2
 - 2 指定の目的
水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八溝多賀地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- ~~~~~

茨城県告示第742号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により次の付保義務は消滅したので、同法第113条の2第2項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成8年6月6日

茨城県知事 橋 本 昌

平成4年4月20日付け茨城県告示第537号

茨城県告示第743号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により次の付保義務は消滅したので、同法第113条の2第2項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成8年6月6日

茨城県知事 橋 本 昌

平成4年4月30日付け茨城県告示第568号

茨城県告示第744号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成8年6月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成8年6月6日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 結城下妻線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
		メートル	メートル	
下妻市大字半谷字芝山491番25から	旧	最大 12.5 最小 9.0	190	
下妻市大字半谷字芝山492番30まで	新	最大 16.0 最小 10.0	190	現道拡巾

茨城県告示第745号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成8年6月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成8年6月6日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 笠間緒川線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
西茨城郡七会村大字塩子 616番1地先から	旧	メートル 最大 16.4 最小 7.6	メートル 189	
西茨城郡七会村大字塩子 686番4地先まで		最大 16.4 最小 10.8	189	歩道設置

茨城県告示第746号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成8年6月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成8年6月6日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 国道293号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
常陸太田市三才町字森前1145番1から	旧	メートル 最大 16.0 最小 10.3	メートル 330	
常陸太田市三才町字茨町600番4まで		最大 18.0 最小 12.3	330	歩道設置

茨城県告示第747号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成8年6月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成8年6月6日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道笠間緒川線
- 2 供用開始の区間 西茨城郡七会村大字塩子616番1地先から
西茨城郡七会村大字塩子686番4地先まで
- 3 供用開始の期日 平成8年6月6日

茨城県告示第748号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成8年6月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成8年6月6日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道水戸勝田那珂湊線
- 2 供用開始の区間 ひたちなか市大字枝川字六所1578番1地先から
ひたちなか市大字枝川字六所1584番5地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 8 年 6 月 6 日

~~~~~

**茨城県告示第749号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成 8 年 6 月 6 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 8 年 6 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道結城下妻線
- 2 供用開始の区間 下妻市大字半谷字芝山491番25から  
下妻市大字半谷字芝山492番30まで
- 3 供用開始の期日 平成 8 年 6 月 6 日

~~~~~

茨城県告示第750号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成 8 年 6 月 6 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 8 年 6 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道高萩塙線
- 2 供用開始の区間 高萩市大字上手綱字関口4483番2地先から
高萩市大字上手綱字菅ノ沢4088番3地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 8 年 6 月 6 日

~~~~~

**茨城県告示第751号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成 8 年 6 月 6 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 8 年 6 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道菅谷小原内水戸線
- 2 供用開始の区間 那珂郡那珂町豊喰171番2地先から那珂郡那珂町豊喰748番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 8 年 6 月 6 日

~~~~~

茨城県告示第752号

平成 8 年 5 月 10 日付け水土改指令第 8 号をもって認可した川根第 7 工区地区の更正換地計画については、川根土地改良区から換地処分をした旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

平成 8 年 6 月 6 日

茨城県水戸土地改良事務所長 郡 司 脩

(大 規 模 小 売 店 舗 審 議 会)

茨城県大規模小売店舗審議会告示第23号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業流通課内）に到着するように提出して下さい。

平成8年6月6日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称 カトーデンキ販売株式会社
- 2 届出者の住所 茨城県水戸市柳町1丁目13番20号
- 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 山 田 登 貨店舗
結城南部第一土地区画整理事業内39街区3画地
- 4 開 店 日 平成8年10月2日
- 5 店 舗 面 積 929㎡
- 6 主として販売する物品の種類 家電商品 O A 商品 等

茨城県大規模小売店舗審議会告示第24号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴（法人及び団体にあつては、事業の沿革）(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局（茨城県商工労働部商業流通課内）に到着するように提出して下さい。

平成8年6月6日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社 マルヤ
- 2 届出者の住所 埼玉県春日部市大字小淵243
- 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 マルヤ三和店
茨城県猿島郡三和町大字諸川650-1 661-1
670-1 681-1
- 4 開 店 日 平成8年12月6日
- 5 店 舗 面 積 1,900㎡
- 6 主として販売する物品の種類 食料品 日用雑貨 等

茨城県大規模小売店舗審議会告示第25号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名

称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴(法人及び団体にあつては、事業の沿革)(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局(茨城県商工労働部商業流通課内)に到着するように提出して下さい。

平成8年6月6日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社 スーパーマルモ
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーまるも 学園店
茨城県つくば市桜3丁目5-1, 2, 3, 4
- 3 現在の店舗面積 998㎡
- 4 増加しようとする店舗面積 483㎡
- 5 店舗面積を増加する日 平成8年10月9日

公 告

◎落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成8年6月6日

茨城県知事 橋 本 昌

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続き ⑦一般競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達の手続きの特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条第1項の公示を行った日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

①税務総合オンラインシステム維持管理業務 ②総務部税務課 水戸市三の丸1-5-38 ③8. 4. 1 ④株式会社日立製作所 東京都江東区新砂一丁目6-27 ⑤42,642,000円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続を定める政令第10条第1項第2号

①自動車税賦課事務 ②総務部税務課 水戸市三の丸1-5-38 ③8. 4. 1 ④常陽コンピューターサービス株式会社 水戸市西原二丁目16-25 ⑤51,412,450円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続を定める政令第10条第1項第2号

◎平成8年度茨城県保母試験の実施

児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第13条第2項の規定により保母試験を次のとおり実施する。

平成8年6月6日

茨城県知事 橋 本 昌

平成8年度茨城県保母試験実施要項

1. 受験資格

次のいずれかに該当する方です。(性別は問いません。)

- (1) 学校教育法による大学に 2 年以上在学して 62 単位以上修得した者 (短期大学を卒業した者を含む。) または高等専門学校を卒業した者, その他その者に準ずる者として 厚生大臣の定める者 (注 1)
- (2) 学校教育法による高等学校を卒業した者, もしくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者 (通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。) または文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって, 児童福祉施設において, 2 年以上児童の保護に従事した者
- (3) 児童福祉施設において, 5 年以上児童の保護に従事した者
- (4) 前各号に掲げる者のほか, 厚生大臣の定める基準 に従い, 県知事が適当な資格を有すると認定した者 (注 2)
- (5) 平成 3 年 3 月 31 日において, 既に改正前の受験資格を有する者 経過措置 (注 3)

(注 1) 「厚生大臣の定める者」

- 1 学校教育法による大学に 1 年以上在学している者であって, 年度中に 62 単位以上修得することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- 2 学校教育法による高等専門学校の最終学年に在学しているものであって, 年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- 3 学校教育法による高等学校の専攻科 (修業年限 2 年以上のものに限る。) もしくは盲学校, 聾学校もしくは養護学校の専攻科 (修業年限 2 年以上のものに限る。) を卒業した者または当該専攻科の最終学年に在学している者であって, 年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- 4 学校教育法による専修学校の専門課程 (修業年限 2 年以上のものに限る。) もしくは各種学校 (同法第 56 条第 1 項に規定する者を入学資格とするものであって, 修業年限 2 年以上のものに限る。) を卒業した者または当該専修学校の専門課程もしくは当該各種学校の最終学年に在学している者であって, 年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者
- 5 外国において, 学校教育における 14 年以上の課程を修了した者

(注 2) 「厚生大臣の定める基準」

- 1 学校教育法による高等学校を卒業した者, もしくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者 (通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。) または文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって, 以下に掲げる施設において, 2 年以上児童等の保護または援護に従事した者
 - ① へき地保育所
 - ② 18 歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設
 - ・身体障害者更生援護施設
 - ・精神薄弱者援護施設
 - ・精神薄弱者通勤寮
 - ・精神薄弱者福祉ホーム
 - ・精神薄弱者福祉工場
- 2 1 に掲げる施設において, 5 年以上児童等の保護または援護に従事した者
- 3 1 と 2 に準ずる者

(注 3) 「経過措置」

- ① 平成 3 年 3 月 31 日以前に高等学校を卒業した者または文部大臣においてこれと同等以上の資格を有す

ると認定した者

② 平成 3 年 3 月 31 日以前に 18 歳に達した後、児童福祉施設で 3 年以上児童の保護に従事した者
さらに、特例として

① 平成 8 年 3 月 31 日までに学校教育法による高等学校の保育科を卒業した者

※(注)受験資格について不明な点がございましたら、県児童福祉課保育・施設グループまでお問い合わせください。(TEL 029-221-8111 内線 2735, 2736)

2 試験日、試験科目及び試験会場

(1) 筆記試験

期 日	試 験 科 目	時 間	試 験 会 場
7 月 23 日 (火)	社 会 福 祉	9 : 00 ~ 10 : 30	茨城県総合福祉会館 (水戸市千波町1918)
	児 童 福 祉	10 : 45 ~ 12 : 15	
	栄 養 学 及 び 実 習	13 : 00 ~ 14 : 30	
	保育原理及び 教 育 原 理	14 : 45 ~ 15 : 30	
	保育原理	15 : 45 ~ 17 : 15	
7 月 24 日 (水)	保健衛生学及び生理学	9 : 00 ~ 10 : 30	TEL 029-244-4545 ※受付開始 8 : 30
	看 護 学 及 び 実 習	10 : 45 ~ 12 : 15	
	保 育 実 習	筆 記 13 : 00 ~ 13 : 45	
		絵画制作 14 : 05 ~ 14 : 50	
	児童心理学及び精神保健	15 : 10 ~ 16 : 40	

※(注)「保育原理及び教育原理」は、保育原理と教育原理とで別々に試験を行いますので、両方を受験してください。両方を受験しないと、「保育原理及び教育原理」の科目は失格になります。

(2) 実技試験

期 日	試 験 科 目	時 間	試 験 会 場
7 月 25 日 (木) ～ 26 日 (金)	保 育 実 習 (音楽リズム・言語)	9 : 00 ~ 16 : 30	茨城県総合福祉会館 (水戸市千波町1918) ※受付開始 8 : 30

3 保育実習の試験法

(1) 保育実習は筆記試験と実技試験により実施します。

(2) 実技試験の内容

ア 絵画制作関係試験(試験当日課題指示)

クレヨンまたはクレパスを各自持参してください。

※「絵画技術」は保育実習筆記試験と同時に実施します。

イ 音楽リズム関係試験

① 器 楽

次の課題曲より試験委員が当日指定する曲を、暗譜でピアノを使用し演奏する。

バイエル教則本(原書番号)78番, 90番, 94番(くり返しなし)

② 声 楽

・コールユーブンゲン（原書番号）

次の課題曲より試験委員が当日指定する曲を、無伴奏で歌う。

・No.37(a) ・No.43(b) ・No.43(d)

・童 謡

次の課題曲より試験委員が当日指定する曲を、ピアノで伴奏を弾きながら歌う。

・おしょうがつ （東 くめ 作詩 滝 廉太郎 作曲）

・たきび （巽 聖歌 作詩 渡辺 茂 作曲）

・山の音楽家 （水田 詩仙 作詩 ドイツ民謡 ）

ウ 言語関係試験

試験委員が当日指示します。

4 受験に必要な書類

受験希望者は、次に掲げる書類を一括して提出してください。

注：A…今回初めて受験する方が必要な書類

B…保母試験の一部科目に合格している方が必要な書類

（○印は必要な書類）

A	B	必 要 書 類	説 明
○	○	受 験 願 書	1 指定用紙に楷書で、ていねいに記入すること。 2 ※印以外の欄は、すべて受験者が記入すること。 3 願書の氏名欄に必ず捺印すること。 4 茨城県収入証紙8,500円分を所定の欄に貼付すること。（はりきれない場合には余白を利用すること）
○	○	受 験 票	氏名を忘れずに記入すること。
○	○	住民票（抄本）	出願日前 3 カ月以内のもの。
○	×	受験資格を証明する書類（コピーは不可） 1. 大学又は短期大学に 2 年以上在学して 62 単位以上修得した者 2. 1 に準ずる者として厚生大臣の定める者 3. 高等学校を卒業したのち、児童福祉施設で 2 年以上児童の保護に従事した者	1 に該当する者（次のいずれかの書類を提出すること。） ① 大学又は短期大学の卒業証明書 ② 大学又は短期大学に 2 年以上在学して 62 単位以上修得した証明書 ③ 高等専門学校卒業証明書又は専修学校卒業証明書 2 に該当する者（次のいずれかの書類を提出すること。） ① 大学又は短期大学に 1 年以上在学していることを証明する書類 ② 卒業見込証明書 3 に該当する者（次の①及び②の書類を提出すること。） ① 高等学校の卒業証明書 ② 施設長の証明書、ただし、その施設が茨城県以外にある場合には、その施設が児童福祉法第 35 条による認可施設であることの当該都道府県（指定都市及び中核市にあっては当該指定都市及び中核市）の証明を添えること。

A	B	必 要 書 類	説 明
		4. 児童福祉施設で 5 年以上児童の保 護に従事した者 5. 平成 3 年 3 月 31 日までに高等学校 を卒業した者又は それと同等以上の 者 6. 平成 8 年 3 月 31 日までに高等学校 保育課を卒業した 者	4 に該当する者 施設長の証明書, ただし, その施設が茨城県以外にある場合には, そ の施設が児童福祉法第 35 条による認可施設であることの当該都道府県 (指定都市及び中核市にあっては当該指定都市及び中核市) の証明を添 えること。 5 に該当する者 (次のいずれかの書類を提出すること。) ① 高等学校の卒業証明書 ② 大学の入学資格検定の合格証明書 6 に該当する者 当該高等学校の卒業証明書
×	○	受験科目の一部免除 願 1. 一部科目合格者 2. 厚生大臣の指定 校で専修した者	1 に該当する者 平成 6 年 1 月 1 日以降の保母試験で一部科目に合格した者は, 一部科 目合格証明書を添付すること。照合の後, 返戻する。(コピーは不可) ただし, 茨城県以外で合格された方は, 当該都道府県において原本と 相違ない旨の証明を受けたもの。 2 に該当する者 当該指定校 (関東地区では日本女子大学文学部社会福祉学科のみ) で 発行する保母試験免除指定科目専修証明書
○	○	写真 2 枚	出願前 6 カ月以内に撮影したもので, 無背景, 正面上半身, 無帽縦 3.5 cm, 横 3.0cm の同一のものに限る。受験願書及び受験票に貼付すること。 (スナップは不可)
○	○	返信用封筒 2 枚	1 受験用返送封筒 (定形) 住所, 氏名, 郵便番号を明記し 80 円切手を貼付すること。 2 可否結果通知用 (縦 28cm × 横 22cm) 住所, 氏名, 郵便番号を明記し 130 円切手を貼付すること。
○	○	戸籍抄本	婚姻等により, 添付書類の姓と受験願書の姓が異なっている者は添付す ること。(出願日前 3 カ月以内発行のもの)

5 受験手数料

受験手数料……………8,500 円

- (1) 茨城県収入証紙 8,500 円を受験願書に貼付して納入してください。(収入印紙と間違わないでください。)
- (2) 県外在住の方で茨城県収入証紙の購入が不可能な方については, 関係書類及び上記手数料を一括して現金書留で送付して頂ければ受け付けます。

(3) 納入済みの手数料は、理由の如何を問わず返還しません。

6 願書提出先

茨城県福祉部児童福祉課

〒310 水戸市三の丸1丁目5番38号

電 話 029 (221) 8111 内線 2735・2736

受験願書を郵送する場合は、封筒に「保母試験受験願書在中」と朱書し、**簡易書留**にしてください。

7 願書受付期間

平成8年6月13日(木)から6月19日(水)まで(消印有効)

※ 注意 ① 提出書類の完備したものに限り受け付けます。

② 受験願書及び関係書類は、必ず一括して郵送してください。

③ 願書を受理した方には7月5日(金)までに受験票を発送します。

8 試験結果の発表及び証明書の交付

(1) 全科目合格者は、平成8年10月1日(火)午前10時に県庁児童福祉課前に掲示します。

(2) 全科目合格者(保母資格取得者)は県報に登載します。

(3) 保母資格証明書、一部科目合格証明書及び不合格通知書は平成8年10月2日(水)以降、受験者全員に送付します。

ただし、卒業見込みで受験した方については卒業証明書を、62単位以上修得する見込みで受験した方については修得証明書を児童福祉課あて提出後、保母資格証明書、一部科目合格証明書を交付します。

(4) 電話による可否の問い合わせには一切応じません。

(5) 受験者個人の科目別得点については、10月1日(火)午前10時から10月31日(木)までの間の執務時間中、本人が受験票を提示することにより、児童福祉課において閲覧することができます。

9 事前講習会

講習会については、茨城県社会福祉協議会にお問合せください。

(〒310 水戸市千波町1918番地 電話029-241-1133)

10 その他

(1) 宿泊等のあっせんはしません。

(2) 注意事項

① 各科目とも試験開始後、30分以上遅刻した方の受験は認めません。

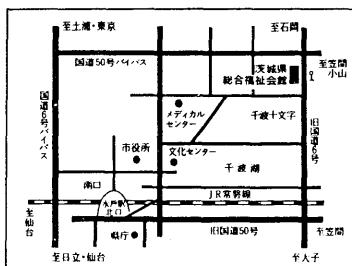
② 駐車場はないので、試験会場への自家用車の乗り入れは禁止します。

③ 昼食は各自用意してください。

④ 鉛筆は、BまたはHBを使用してください。

⑤ 不正な方法によって保母試験を受け、又は受けようとした方は、その受験を停止し、又はその合格を無効とします。

試験会場案内略図



●所在地 〒310 水戸市千波町1918番地

●問い合わせ 029-244-4545

●交通

●JR水戸駅北口6番乗場から、関東鉄道バス **下記** 行きで、40分「県福祉会館前」下車。

〔石岡・鉾田・小川・平須県自校・奥の谷坂上・明光台団地・卸センター・市立競技場・植物公園〕行き

●JR水戸駅南口よりタクシーで20分。

◎落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成 8 年 6 月 6 日

茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所長 豊 田 寛 信

[掲載順序]

- ① 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
 - ② 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - ③ 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
 - ④ 落札者又は水位契約の相手方の氏名及び住所
 - ⑤ 落札金額又は随意契約に係る契約金額
 - ⑥ 契約の相手方を決定した手続
 - ⑦ 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項による公示を行った日
 - ⑧ 随意契約による場合にはその理由
-
- ① 08湖流下第 1 号維持管理業務委託 1 式
 - ② 茨城県霞ヶ浦流域下水道事務所 茨城県土浦市湖北 2 丁目 8 番 1 号
 - ③ 8. 4. 1
 - ④ 日本ヘルス工業(株)東京都新宿区東五軒町 3 番 25 号
 - ⑤ 318,888,000 円
 - ⑥ 随意契約
 - ⑧ 地方公共団体の物品 2 は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 2 号

~~~~~

## ◎落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成 8 年 6 月 6 日

茨城県利根流域下水道事務所長 大 津 典 昭

[掲載順序]

- ① 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
  - ② 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - ③ 落札者又は随意契約の相手を決定した日
  - ④ 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
  - ⑤ 落札金額又は随意契約に係る契約金額
  - ⑥ 契約の相手方を決定した手続
  - ⑦ 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項による公示を行った日
  - ⑧ 随意契約による場合にはその理由
- 
- ① 常南流域下水道維持管理業務委託 1 式
  - ② 茨城県利根流域下水道事務所 茨城県北相馬郡利根町布川三番割
  - ③ 8. 4. 1

- ④ 日本ヘルス工業（株） 東京都新宿区東五軒町 3 番 25 号
- ⑤ 426,172,800 円
- ⑥ 随意契約
- ⑧ 地方公共団体の物品 2 は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 2 号

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成 8 年 6 月 6 日

茨城県那珂久慈流域下水道事務所長 古 谷 野 岑

[掲載順序]

- ① 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
- ② 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- ③ 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- ④ 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- ⑤ 落札金額又は随意契約に係る契約金額
- ⑥ 契約の相手方を決定した手続
- ⑦ 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、第 4 条第 1 項の公告または第 5 条第 1 項による公示を行った日
- ⑧ 随意契約による場合にはその理由

- ① 茨城県那珂久慈流域下水道維持管理業務 1 式
- ② 茨城県那珂久慈流域下水道事務所 茨城県ひたちなか市長砂 163-8
- ③ 8. 4. 1
- ④ 日本ヘルス工業（株） 東京都新宿区東五軒町 3 番 25 号
- ⑤ 234,222,000 円
- ⑥ 随意契約
- ⑦ 地方公共団体の物品 2 は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 10 条第 1 項第 2 号

## 訓 令

茨城県訓令第 19 号

茨城県公有財産処理委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 8 年 6 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県公有財産処理委員会規程の一部を改正する訓令

茨城県公有財産処理委員会規程（昭和 42 年茨城県訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項第 1 号中「商業振興課長」を「商工政策課長」に改める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 茨城県訓令第20号

茨城県コンピュータ運用管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成8年6月6日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県コンピュータ運用管理規程の一部を改正する訓令

茨城県コンピュータ運用管理規程(昭和59年茨城県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「茨城県県立医療大学設置準備局設置規則(平成4年茨城県規則第31号)第3条に規定する次長」を「茨城県ひたちなか整備推進局設置規則(平成8年茨城県規則第35号)第3条に規定する次長並びに」に改める。

第4条中「総務部情報システム課長(以下「情報システム課長」という。)」を「企画部情報政策課長(以下「情報政策課長」という。)」に改める。

第6条第1項及び第2項中「情報システム課長」を「情報政策課長」に改め、同条第3項中「総務部長」を「企画部長」に改める。

第10条から第12条までの規定及び第13条第2項中「情報システム課長」を「情報政策課長」に改める。

第14条及び第15条中「総務部長」を「企画部長」に改める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 茨城県訓令第21号

茨城県土地利用合理化協議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成8年6月6日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県土地利用合理化協議会規程の一部を改正する訓令

茨城県土地利用合理化協議会規程(昭和45年茨城県訓令第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第18号を次のように改める。

(18) 商工政策課長

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 正 誤

平成8年5月23日付け茨城県報 第755号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行 | 誤          | 正               |
|-----|---|------------|-----------------|
| 2   | 5 | 島崎緑地環境保全地域 | 島崎城跡緑地環境保全地域    |
| 5   | 2 | (茨城県条例第4号) | (昭和48年茨城県条例第4号) |
| 5   | 2 | 島崎緑地環境保全地域 | 島崎城跡緑地環境保全地域    |
| 5   | 2 | 泉緑地環境保全地域  | 泉緑地環境保全地域       |
| 5   | 8 | 島崎緑地環境保全地域 | 島崎城跡緑地環境保全地域    |
| 5   | 8 | 御礼神社       | 御札神社            |

| ページ | 行  | 誤    | 正    |
|-----|----|------|------|
| 5   | 9  | 混成した | 混生した |
| 5   | 13 | 優先種  | 優占種  |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 0 0円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (221) 8 1 1 1 (代)